

平成17年9月16日  
株式会社 足利銀行

## 足利銀行の旧監査役及び旧会計監査人に対する民事提訴について

株式会社足利銀行（以下「当行」という）は、内部調査委員会の追加調査報告に基づき、本日、宇都宮地方裁判所に、当行の監査役であった里見繁、沼口菊郎、田島一郎及び石嶋吉造並びに会計監査人であった中央青山監査法人を被告とする損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

### 記

#### 1. 事案の概要

本件は、当行の当時の監査役4名及び会計監査人であった中央青山監査法人が、当行の平成13年3月期決算の会計監査において、監査役又は会計監査人としての任務を懈怠し、同決算が粉飾決算であることを看過し、適法意見を付した監査報告書を当行の代表取締役頭取に提出するなどして違法配当を実施するに至らせ、当行に違法配当相当額の11億3580万円の損害を与えたとして、監査役4名につき、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という）18条の4第1項、商法277条、278条に基づき、また、中央青山監査法人につき、商法特例法9条、11条に基づき、それぞれ違法配当を実施した取締役らと連帯して、損害賠償として違法配当額11億3580万円の支払を請求するものです。

なお、当行の平成13年3月期決算の利益処分案等は、配当可能利益がないのに、繰延税金資産の計上の基礎となる今後5年間の課税所得見込み額を940億円過大に算定することにより、繰延税金資産を約210億円過大に計上する、当行の貸付先の債務者区分を恣意的にランクアップすることにより、個別貸倒引当金を合計約368億円過小に計上するという方法により、当行の資産額を合計約579億円過大に粉飾して、11億3580万円を配当するというものでした。

#### 2. 本件提訴に至る経緯について

(1) 当行は、特別危機管理銀行として、「その取締役、執行役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。」との預金保険法116条1項の規定に基づき、内部調査委員会を設置して、同委員会において、旧経営陣の職務上の義務違反の有無等についての調査を実施し、本年2月2日、その調査結果が当行に報告されました。

その調査結果に基づき、当行は、本年2月4日、当時の当行の取締役らの民事上の責任を追及するため、不正融資事案2件及び違法配当事案1件を宇都宮地方裁判所に提訴しました。

( 2 ) 同委員会は、上記調査結果報告後も、上記の各事案に関し、当時の監査役 4 名に職務上の義務違反があったか否かについて引き続き調査を実施し、その結果、不正融資事案 2 件については、監査役の任務懈怠を認めるに足りる証拠は認められなかったが、違法配当事案については、上記監査役 4 名に看過しがたい任務懈怠があったとの調査結果が当行に報告されました。

また、同委員会は、当行が、商法特例法 1 条の 2 第 1 項に規定する大会社に該当し、会計監査については、第一次的には会計監査人が行い、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとした場合にのみ、その旨及び理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果を監査報告書に記載すれば足りるとされていることから（同法 1 4 条 1 項、3 項 1 号）、違法配当にかかる当時の監査役の責任を明確化するためには、会計監査について第一次的に責任を負っている会計監査人の責任の調査・検討を行うことが不可欠であるとして、その調査を実施してまいりました。

その結果、同委員会から当行に対し、当時の会計監査人である中央青山監査法人は、平成 1 3 年 3 月期の当行の粉飾決算に深く関与しており、当時の取締役と同様に、その任務違背の程度は重大であるとの報告がなされました。

( 3 ) そこで、当行は、内部調査委員会の報告内容を検討した上、その調査結果に基づき、上記違法配当事案について、当時の監査役に対し、損害賠償を求めて提訴するとともに、当時の会計監査人である中央青山監査法人に対しても、同様に損害賠償を求めて提訴することが相当であると判断し、上記のとおり、当時の監査役及び会計監査人を提訴するに至ったものです。

なお、同委員会から、当行に対し、当時の監査役及び会計監査人の違法配当にかかる刑事責任の追及について、当行の当時の取締役への対応と同様に、民事と刑事の要件の相違もあり、慎重を期すため、捜査機関に対し証拠資料の提供など積極的に捜査に協力することが相当である旨の報告がなされたことから、当行として、前回同様に、積極的に捜査機関の捜査に協力を行って、その責務を果たしていくことといたしました。

以 上